

震災映像資料の利用と著作権法

早乙女 宜宏*

1. はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、宮城県、福島県及びその近隣に大きな爪痕を残すことになった。そして、官民を問わず膨大なその映像記録が生み出され、現在まで録画・保管されることとなった（以下、「本件アーカイブ」という。）。記録の保管場所は、新聞社やマスメディアに限られず、個人の情報ツールが発達した現在においては、個人のコンピューター、携帯電話にも広く及んでいる。これら東日本大震災の記録はデジタル・データであるものがほとんどであるが、その膨大な量故に保管と管理が喫緊の課題となっている。また、本件アーカイブは、災害という性質に鑑みれば、これを公開、閲覧に供することで多くの者で共有し、利用できることが、次なる災害を防ぐ重要な手立てとなるだろう。

平成26年3月7日、法学部において開催された日本大学法学新聞学研究所（以下、「新聞学研究所」という。）主催の「3.11 震災に関するテレビ映像資料アーカイブをめぐって」と題するシンポジウム（以下、「本シンポジウム」という。）は、まさに、これら増大する本件アーカイブの保管と、その活用の問題を扱ったものである。

筆者は、本シンポジウムにおいて、本件アーカイブを利用するにあたって検討すべき法的問題点を指摘し、更に進んで松嶋氏が同アーカイブ活用のための法的構成に関して報告を行った。本報告においては、現行法制における本件アーカイブの利用と、主に関係する著作権法やその他の法律上の問題点について、検討をしたいと思う。

2. 著作物とは

著作物として保護されるには、著作権法2条1項1号に規定があり、①思想又は感情を表現していること、②創作的な表現であること、③文芸、学術、美術、音楽の範囲に属することが要件となる。

本件アーカイブについては、著作物にあたるかどうか、あたるとした場合に、これら著作物としての映像を利用する側面が、専ら問題になろう。いかなる場合に利用が認められるかは後述するが、先行の表現物を知らずに善意で作成されているときには、これは先行の著作物を利用しているのではなく、創作的な表現物であるから、別個の著作物として保護される。したがって、創作性とは、特許法で要求されている新規性（特許法29条1項）ではなく、独自性という意味合いである。

3. 映像と著作権法

本件アーカイブは、映像資料である。では、映像は、著作権法上どのように保護されているのだ

*さおとめ よしひろ 日本大学大学院法務研究科 助教

ろうか。著作権法上に「映像」という文言はない。映像といった場合、一般的には映画、テレビ、ゲーム、コンピューター・グラフィックス等を含むことになるが、これらについては、いずれも著作権法上は「映画の著作物」（著作権法 10 条 1 項 7 号）として保護されることとなる。本件アーカイブも、映画の著作物として保護されるかどうかを検討することになろう。震災関連の資料としては、映像のみではなく、ソーシャルネットワーク上の震災関係の日記や記事等が存在すると思われるが、これらが著作物（言語の著作物、著作権法 10 条 1 項 1 号）として保護されうることは言うまでもない。

映像という文言自体は、著作権法上は存在しないのであるが、裁判例上は、「映像著作物」という概念を認めたものがある。三沢市勢映画製作事件と呼ばれている事件で、青森県三沢市と Y との間の市勢映画製作業務委託契約に関連して撮影・納入された未使用フィルムと未編集フィルムの著作権について、映画監督の X が、自己に帰属するとの確認を求めたものである。後述する通り、映画として完成していれば、映画の著作権は映画製作者である Y に帰属するのであるが、映画に使用されなかったフィルムや未編集フィルムについても、映画の著作物として映画製作者に著作権が帰属するかが問題となった。

第一審判決（東京地判平成 4 年 3 月 30 日判タ 802 号 208 頁）は、未使用フィルムも未編集フィルムも、映画のために撮影されたものであり、完成作品である映画とは別個のものではなく、著作権法 29 条 1 項の映画の著作物にあたり、Y が映画全体の製作者であると認定した。そして、「当該映画の製作のために撮影されたフィルムの著作物は、映画製作のいかなる段階にあるか、当該映画のいかなる部分であるかを問わず、映画製作者に帰属するものであって、この意味において、映画製のための未編集フィルムであっても、映画完成後の編集残フィルムであっても、同条項にいう『映画の著作物』に当たるといふべきである」として、X の請求を棄却した。

X は控訴したところ、控訴審（東京高等裁判所平成 5 年 9 月 9 日判時 1477 号 27 頁）は原審を取り消して X の請求を認容した。同判決は、未使用フィルムに関する限り著作物と認めるに足りる映画は未だ存在しないものといふべきであるとして、著作権法 29 条 1 項の映画の著作物には当たらないとした。そして、同フィルムは単なる風景の描写とは異なるものと認められ、かつ市勢映画製作業務委託契約によるテーマを持った映画「歴史・文化編」に使用されることを意図したものであることを勘案すれば、同フィルムに撮影収録された映像は、それ自体で創作性、したがって著作物性を備えたものといふべきであるとして、同フィルムに撮影収録された「映像著作物」の著作権は、監督としてその撮影に関わった著作者である控訴人に以然帰属するものといわなければならないと判断したのである。

本判決に対しては映像著作物という文言は、著作権法上は存在しないことから、論理構成に無理があると批判されるところではある。⁽¹⁾しかし、そもそも著作権法が映画の著作物を直接的に定義していないことや、映画の著作物は多くの者の寄与と多額の資本を理由に映画製作者に著作権を帰属させるとしてきたが、現在では映像技術の発展により伝統的な映画の概念では必ずしも適切に評価できないものが存在することなどから、映像著作物として映画の著作物とは異なる著作物が認められてもよいのではないかと思われる。

さて、映画における著作者とは映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者である（著作権法 16 条）。創ろうとしている映画に対して一貫したイメージを持ちながら、創作活動全体にわたり

参画した者である。誰が著作者となるかは、個々の事例判断で一概にいうことはできないが、部分的に創作に関与する助監督や撮影助手は含まれないとされている。逆に、発注者であるとか、金銭的負担をしていることだけで著作者となるものでもない。

映画の著作物においては、著作者と著作権者が分離するのである。映画の著作物には原作があり、それを映画とした監督や製作者がいる。原作者は、クラシカル・オーサーと呼ばれ映画の著作者にはならないが、映画とされる際に翻案されていれば著作権法 28 条を介して、複製されていれば同法 21 条を介して映画の著作物に対して権利を行使できる関係にある。一方、監督、ディレクター、撮影監督などはモダン・オーサーと呼ばれている。彼らは映画の全体的な形成に創作的に寄与しているため、著作者となりうるが、そうするとひとつの著作物に対して複数の著作者が生じることになり、財産的権利としての著作権も複数の帰属するのでは著作物の利用が困難となる。そこで、著作権については、映画製作者に帰属すると規定されているのである（著作権法 29 条）。

4. 震災関連映像の著作物性

(1) 本件アーカイブは、様々な形で存在する。テレビ局が作成したドキュメンタリー映像、再現ドラマ映像、ニュース映像を作成した場合などは多くの場合映画の著作物として保護されることとなる。では、偶然、私人等によって撮影された映像は、どうであろうか。

(2) 一般人のホームビデオカメラ映像

一般人がホームビデオカメラなどで撮影した映像についてはどのような権利関係になるだろうか。一般人の撮影した映像であっても、そこに思想感情等の創作的な表現である限りは、著作権が発生するため、これを利用する場合には原則として著作権者の許諾が必要である。もっとも、一般人が撮影した映像は、ソーシャルネットワークサービスや、動画配信サイトなどにアップロードされていることも多い。これらを利用する場合には、各サービスの利用規約による事になる。投稿により著作権を譲渡する旨の利用規約となっている場合は、各サービス提供会社から利用許諾を得ればよい。ただし、著作者人格権については譲渡できないため、著作者人格権（著作権法 18 条公表権、同法 19 条氏名表示権、同法 20 条同一性保持権）を侵害する形での利用は、たとえサービス提供会社から利用許諾を得ていてもすることはできない。

撮影者が誰であるかはわかっているならば、同人から許諾を得ればよいが、撮影者が把握できない場合は許諾を得ることができない。このような場合は、文化庁の裁定を受けることで利用できる（著作権法 67 条 1 項）。裁定を待たない場合は、担保金を積むことによって、裁定中にも利用できるようになる（同条 2 項）。ただし、その要件は、「相当な努力を払っても著作権者と連絡を取れない場合」に限られるため、単に著作権者がわからないというだけではならず、文化庁ウェブサイトの確認、著作権台帳等の閲覧、インターネット検索サービス、著作権管理事業者への照会、販売元への照会、日刊紙や著作権情報センターへの掲載をする等の努力をしなければならない。

ところで、ホームビデオにて震災当日の様子を実況したような映像であれば著作権法 10 条 2 項が、「事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道は、前項第一号に掲げる著作物に該当しない。」と規定していることから、著作物ではなく、許諾を得ずに利用することができるだろうか。時事の伝達にすぎない報道とは、人物往来や死亡記事、交通事故、家事などの日々の短信を指すものと解さ

れている。しかしながら、同項は、同条1項1号に該当しないという既定であるから、「小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物」には該当しないと言うにとどまり、言語の著作物に該当することを否定しているものであるから、映画の著作物として保護される映像については、同条2項には該当しないこととなろう。したがって、一般人が撮影した映像（ニュース番組の震災当日の映像なども同様である。）については、それが創作的な表現である限りは著作権が生じるため、これを利用するにあたっては著作権者の許諾が必要となる。

(3) 監視カメラ、定点カメラ映像

監視カメラ映像や定点カメラによる映像は著作物として保護されるだろうか。この点は、本シンポジウムでも多少議論になったところである。著作権法はあくまで、「思想又は感情を創作的に表現したもの」（著作権法2条1項1号）を著作物として保護することにより、文化の発展に寄与する（著作権法1条）というものである。監視カメラ映像や定点カメラの映像は、カメラの設置により自動的、機械的な動作により撮影しているものであって、そこに思想や感情の創作的な表現は入らないことから、著作物として保護されるものではないと筆者は考えている。たしかに、監視カメラにしても定点カメラにしても、その設置に要する費用は莫大なものであろうし、設置にあたり一番よく映る角度や高さを調整しているであろう。しかし、その目的は、防犯や情報収集のためであって、文化の発展を目的としたものではない。著作権法は「額に汗」を保護するものではなく、著作物性は否定されるべきであろう。ただし、著作権法上保護されるかどうかという問題と、民法上保護されるかどうかという問題は分けて考えなければならない。多額の費用をかけてカメラを設置して、それにより撮影された映像は第三者が利用しないことを前提としているような場合には、同映像を第三者が無断で利用した場合は、別途、民法709条により不法行為責任を負う場合があると考えられる。

(4) 本件アーカイヴのDVD化

なお、本件アーカイヴをDVD化する場合は、本件アーカイヴの素材となっている映像資料を複製することになるため、映画の著作物の著作権者から複製の許諾を得る必要がある。原作等が存在する映画の著作物である場合、当該映画は、原作等の二次的著作物となる。著作権法28条が、「二次的著作物の原著作物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類を専有する。」と規定していることから、DVD化するにあたっては、原作者や脚本家からも別途DVD化するための許諾を得る必要があり、音楽が含まれていれば、それも複製することになるため、音楽の著作権者からも許諾を得ておく必要がある。

5. 本件アーカイヴとその他の権利関係

(1) 本件アーカイヴにかかわらず、映像には、人物や、建築物、工作物、動物等が不意に被写体として撮影されていることがある（いわゆる映り込みの問題）。被写体が人物である場合と、建築物、工作物や動物等の物である場合とでは考慮すべき権利関係が異なるが、いかなる法的問題が生じるであろうか。

人物である場合は、肖像権やプライバシーの問題が生じる。京都府学連事件（最大判昭和44年12月24日刑集23巻12号1625頁）は、警察官による捜査のための写真撮影が問題となった事案である。同判決は、「憲法13条は、『すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。』と規定しているのであって、これは、国民の私生活上の自由が、警察権等の国家権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものといえることができる。そして、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態（以下「容ぼう等」という。）を撮影されない自由を有するものといえるべきである。これを肖像権と称するかどうかは別として、少なくとも、警察官が、正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法一三条の趣旨に反し、許されないものといわなければならない。」としたが、「現に犯罪が行なわれもしくは行なわれたのち問がないと認められる場合であって、しかも証拠保全の必要性および緊急性があり、かつその撮影が一般的に許容される限度をこえない相当な方法をもつて行なわれるとき」は憲法13条、35条に違反しないとした。

同事案は、公権力と個人の権利という公法関係が問題となっているため、憲法上の権利が直接問題となっているが、放送事業者が個人の肖像権を侵害する形で撮影をした場合というような個人対個人の場合でも民法上の一般条項（不法行為や公序良俗違反）の規定を通して憲法が適用されると解されていることから（間接適用説）、同様に肖像権侵害の問題が生じるのである。

加えて、映り込みが著名人である場合は肖像権の他にパブリシティ権の問題も生じる。パブリシティ権とは、東京高判平成3年9月26日判タ772号246頁において「芸能人の氏名・肖像がもつかかる顧客吸引力は、当該芸能人の獲得した名声、社会的評価、知名度等から生ずる独立した経済的な利益ないし価値として把握することが可能であるから、これが当該芸能人に固有のものとして帰属することは当然のことといえるべきであり、当該芸能人は、かかる顧客吸引力のもつ経済的な利益ないし価値を排他的に支配する財産的権利を有するものと認めるのが相当である。」として認められているものである。

したがって、人物が写り込んでいる場合は、ほかし処理など肖像権、プライバシー権やパブリシティ権に配慮した対応が必要である。もっとも個人が特定できない状態で写り込んでいれば問題は生じないので、撮影時においても人物を背後から撮影する等の配慮をしておく必要がある。公園や道路等の公の場所にいる場合は、プライバシー権や肖像権の保護の期待は低くなるため、映り込みによる権利侵害と言われる可能性は低くなる余地はあるが、捜査目的などの公益目的ではない撮影については安易に許容されるものではないと考えるべきであろう。

(2) 映り込みがモノである場合は、著作権法上の問題が生じうる。第三者の著作物が、映像に写り込んでいる場合、それが許諾を得ていなければ複製権（著作権法21条）侵害になり得る。避けようもなく写り込んだ場合は、付随対象著作物の利用（著作権法30条の2）として許容されよう。同条は、「分離することが困難である」場合の規定であるから、付随して対象となった他の著作物（付随対象著作物）を除いて創作することが社会通念上困難であると客観的に認められる場合をいう⁽²⁾。撮影中に偶然的に写り込んだモノであれば、同条が適用されようが、写り込まないように撮影できるにも関わらず、写り込んでいる場合は同条の適用は難しいであろう。したがって、撮影

後に編集して放送するというような場合に第三者の著作物が写り込んでいた場合は、複製権の侵害とならないように、ぼかし処理などの適切な処理を加える事が必要となってくる。ただし、「複製」とされるのは、複製元の著作物の本質的特徴を直接感得できるかどうかによるので、写り込んでいても、著作物の本質的特徴を直接感得できない程度であれば、複製権侵害とはならない。

写り込んだ著作物について、複製権を侵害したものとはいえないとして、映り込みを適法としたものとして、雪月花事件（東京高判平成14年2月18日判時1786号136頁）がある。同事案は、書道家であるXが「雪月花」「吉祥」「遊」という文字を毛筆で書いた作品を制作したが、これら作品が掛け軸に装丁されて和室の床の間に掛けられた状態であったところ、Yが照明器具の販売カタログ用の写真を撮影する際に、各作品が被写体としてカタログの対象である照明器具とともに写り込んでいたため、XがYに対して複製権、氏名表示権、同一性保持権の侵害を理由として損害賠償を請求したものである。判決は、「著作物の複製とは、帰属の著作物に依拠し、その内容及び形式を覚知させるに足りるものを再製することであって、写真は再製の一手段ではあるが（著作権法2条1項15号）、書を写真により再製した場合に、その行為が美術の著作物としての書の複製に当たるといえるためには、一般人の通常の注意力を基準とした上、当該書の写真において、上記表現形式を通じ、単に字体や書体が再現されているにとどまらず、文字の形の独創性、線の美しさと微妙さ、文字群と余白の構成美、運筆の緩急と抑揚、黒色の冴えと変化、筆の勢いといった上記の美的要素を直接感得することができる程度に再現がされていることを要するものというべきである」とし、カタログ中の各作品部分は、上質紙に美しい印刷でピントのぼけもなく比較的鮮明に写されているが、「紙面の大きさの対比から、本件各作品の現物のおおむね50分の1程度の大きさに縮小されていると推察されるものであって、『雪月花』、『吉祥』、『遊』の各文字は、縦が約五～八mm、横が約三～五mm程度の大きさで再現されているにすぎず、字体、書体や全体の構成は明確に認識することができるものの、墨の濃淡と潤渇等の表現形式までが再現されていると断定することは困難である。」として、カタログ中に写り込んだ各作品の本質的特徴が再現されておらず、複製権を侵害しないとしている。

なお、映り込みが物の場合はパブリシティ権の問題は生じない。かつては、物についてもパブリシティ権があるという裁判例も存在したが、競走馬の所有者が当該競走馬の名称を無断で利用したゲームソフトを製作、販売した業者に対して、物のパブリシティ権の侵害を理由として当該ゲームソフトの製作、販売等の差止請求又は不法行為に基づく損害賠償請求をした事件について、最判平成16年2月13日判時1863号25頁は、「競走馬の名称等が顧客吸引力を有するとしても、物の無体物としての面の利用の一態様である競走馬の名称等の使用につき、法令等の根拠もなく競走馬の所有者に対し排他的な使用权等を認めることは相当ではなく、また、競走馬の名称等の無断利用行為に関する不法行為の成否については、違法とされる行為の範囲、態様等が法令等により明確になっているとはいえない現時点において、これを肯定することはできないものというべきである。」として、差止め及び不法行為の成立を否定し、物のパブリシティ権を否定している。パブリシティ権は人格権をもとにした権利と解されていることと整合するものである。

6. 映像以外の情報と権利関係

本件アーカイブを検索しやすくするために、映像にメタタグを付与して、検索結果が的確に戻る

ようにすることがある。メタタグは、一般的、抽象的な言葉で付与することが多いことから、例えば、「津波」「非難」「学校」「公民館」というようなキーワードであれば、思想感情等の創作的な表現ではないから、著作権は発生しない。したがって、本件アーカイブに同じ第三者が設定したものと同一メタタグを設定したとしても、それが著作権侵害となるものではない。

もっとも、メタタグの中でも、映像に関する要約文章となっているような場合は別途考慮を要する。要約文章の作成にあたっては、人の知的作業が介在しており、ある映像を見て、それをどのように要約するかは、要約した者の思想や感情が反映されており、創作的な表現となり得るからである。単純に文章が長いか短いかで、著作権の有無が生じるわけではないが、長い文章の方が創作性を充足しやすいと一般的には言えるだろう。このようなメタタグとなった場合は、著作物性を有することになるため、その利用にあたっては著作権者の許諾を得るか、後述する著作権の制限規定による利用をする他ないことになる。

7. 本件アーカイブの利用と著作権法上の著作権制限規定

(1) これまで述べたように、著作物を利用するには、著作権者から許諾を得るのが原則である。米国では、フェア・ユースといって、著作物利用の目的、正確、利用部分の量や質、著作物の潜在的な市場への影響等を考慮して、ケースバイケースで著作権が制限されるという一般法理が認められている。そのため、本件アーカイブを、将来の災害に備えて研究するために複製することも認めやすいだろう。しかし、日本では、フェア・ユースのような一般的な権利制限規定は置かれていない。日本の著作権法上は、同法 30 条から 49 条までの限定列挙形式で著作権制限規定を置いているのみであり、これらに該当しない限りは、著作権者の許諾を得ずに著作物を利用することは認められないのである。⁽³⁾

それでは、本件アーカイブを、著作権者の許諾を得ずに利用できる方法について、震災映像資料を利用する場面を想定して検討してみたいと思う。なお、図書館に関する規定（著作権法 31 条）、学校その他の教育機関における複製等（著作権法 35 条）に関する詳細な考察は松嶋報告を参照されたい。⁽⁴⁾

(2) 私的使用のための複製（著作権法 31 条）

著作権法 31 条は、「著作権の目的となっている著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。」として、私的使用のための複製を認めている。

ここで、「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」というのは、家族に準ずる親密かつ閉鎖的な関係を指すとされており、人数的には 10 人程度と言われることや、3、4 人程度であると言われることもある。研究のために研究室で本件アーカイブを利用する場合、研究室内の限られた研究員で使用することになるため、本条により許容される余地も考えられる。たしかに、少人数の研究室であれば研究員同士の関係も親密であろうが、他人同士の集まりであることや、研究員の出入りが常にあり、固定化されたメンバーではないことなどから、親密かつ閉鎖的な関係ということとはできず、本条により許容されることは稀であろう。

(3) 引用（著作権法 32 条）

著作権法 32 条は、「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。」と規定している。本件アーカイヴに関する研究においては、主にこれら映像を引用する形で、自己の研究発表に利用することが中心となろう。

引用として認められるには、①引用目的、②明瞭区分性、③主従関係、④必然性、最小限度、⑤公正な慣行・正当な範囲の要件を満たす場合である。

特に③主従関係については、本件アーカイヴは膨大な量と時間になるため、研究や発表における「引用」の時間が長くなり主従関係が不明確になるおそれがある。この主従関係について、東京高判昭和 60 年 10 月 17 日判時 1176 号 33 頁は、「全体としての著作物において、その表現形式上、引用して利用する側の著作物と引用されて利用される側の著作物とを明瞭に区別して認識することができること及び右両著作物の間に前者が主、後者が従の関係があると認められることを要すると解すべきである。そして、右主従関係は、両著作物の関係を、引用の目的、両著作物のそれぞれの性質、内容及び分量並びに被引用著作物の採録の方法、態様などの諸点に亘って確定した事実関係に基づき、かつ、当該著作物が想定する読者の一般的観念に照らし、引用著作物が全体の中で主体性を保持し、被引用著作物が引用著作物の内容を補足説明し、あるいはその例証、参考資料を提供するなど引用著作物に対し付従的な性質を有しているにすぎないと認められるかどうかを判断して決すべきもの」であるとしている。したがって、研究における映像資料の引用については、②明瞭区分性とも係るが、引用される映像について枠で囲うなどし、あくまで研究内容の補足説明に過ぎず、付随的なものであり、引用される著作物の鑑賞が目的ではないことを明らかにするように構成する必要がある。

研究目的か商業目的かは、直接には引用の適法性に影響するものではない。しかし、著作権法が、著作権者の利益と公益との調整規定と考えていることからすれば、④公正な慣行と正当な範囲の判断において、研究目的の方が、商業目的よりも広くその該当性を認められる可能性はあろう。

なお、引用するにあたっては、ダイジェスト引用することは著作権法上は認められてないが、下級審でこれを認めたものも存在する。⁽⁵⁾ 引用するにあたっては、それが著作者人格権を侵害しないかという点にも注意が必要である。

(4) 営利を目的としない上映等（著作権法 38 条）

著作権法 38 条は、「公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。」と規定している。

典型的には、学校の文化祭での演劇の上映や、音楽の演奏がこれに当たるとされる。営利を目的としないというのは、上演等から直接の収益を目的とするものではなくても、企業の宣伝等のものはこれに該当するとされる。研究目的で本件アーカイヴを上映する場合は、報酬が支払われるものではないので、本条により許容される余地もあろうが、多くは先の引用（著作権法 32 条）の問題で処理されることとなろう。授業で本件アーカイヴを上映することは、学費を支払っていることか

らすると、営利を目的としないとはいえないものと思われる（もちろん、授業での利用も多くは引用であろう）。

(5) 時事の事件のための報道（著作権法 41 条）

著作権法 41 条は、「写真、映画、放送その他の方法によって時事の事件を報道する場合には、当該事件を構成し、又は当該事件の過程において見られ、若しくは聞かれる著作物は、報道の目的上正当な範囲内において、複製し、及び当該事件の報道に伴って利用することができる。」と規定する。

引用と重なる部分もあるが、本条による場合は未公表著作物も含めて利用の客体とすることができる点、事件のための報道となるため、引用における主従関係とは異なる位置付けになるという点に違いがある。本条の要件を満たすには時事の事件でなければならない。本件アーカイブは、すでに過去の事件であることから、時事の事件の報道として利用することはできないだろう。

時事の事件のための報道として許容されるかどうか争われた事件として、風力発電事業に関するニュースに、写真家が撮影した写真 2 枚を掲載した行為について、著作権侵害と著作者人格権侵害を理由として損害賠償請求を求めた事案がある。第一審判決（札幌地判平成 22 年 11 月 10 日）は、写真家の写真は同条には当たらないと判断し、控訴審（札幌高判平成 23 年 11 月 18 日）は、「事件の正確な報道という観点から、一定程度緩やかに著作物の利用を認めるべきであるとしても、その利用を相当とするだけの関連性を要すると解すべきところ、本件ではそのような関連性を見出すこともできないというべきである。」として、関連性を否定して、時事の事件のための報道としての該当性を否定している。

8. 結びに代えて

フェア・ユースのような一般的な権利制限規定がない著作権法においては、本件アーカイブを研究目的、公益目的であるとしても、引用レベルでしか利用できないのが現状で、私的使用のための複製として解決するにも限度がある。本件アーカイブは、日本の歴史的にも防災態勢を整えるためにも広く国、研究機関や民間企業において研究対象とされるべき資料であるといえる。そのためには、研究のための利用を広く認めることができる フェア・ユース規定の導入が望まれる。

注

- (1) 熊倉禎男（2009）「著作権判例百選第 4 版」82 頁『未編集フィルムの著作権貴族』有斐閣。
- (2) 「いわゆる「写り込み」等に係る規定の整備について（解説資料）」文化庁ウェブサイト
<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/utsurikomi.html>
- (3) 詳しくは、松嶋隆弘「3.11 震災に関するテレビ映像資料アーカイブの活用とフェア・ユース」本誌本号 129 頁以下を参照。
- (4) 松嶋隆弘・前掲 129 頁。
- (5) 東京地裁平成 10 年 10 月 30 日判決判時 1674 号 132 頁。